

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金に関するよくある質問

No	質問	回答
共通		
1	時短要請の対象施設は？	<p>①建築物の延床面積の合計が1,000m²を超えるボーリング場、ゲームセンター、映画館、大規模小売店(生活必需物資販売・サービス業を除く)等が対象となります。</p> <p>②上記①(<u>時短営業要請に応じている施設に限る。</u>)の一部を賃借するテナント等が協力金の支給対象となります。</p>
2	時短要請対象外となる「生活必需物資」「生活必需サービス」とはどのようなものか？	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資とは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料(ガソリン)、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、雑貨、文房具、本(古本除く) 等 ・生活必需サービスは、理美容、クリーニング、学習塾、医療 等のことを言います。
3	20日から時短できない場合、受給できないのか？	準備期間も考慮して、遅くとも8月22日(日)から9月12日(日)までの全期間について時短していただいた場合に、協力金をお支払いします。
4	休業した場合は協力金の支給対象となりますか？	時短要請期間中に休業した場合も協力金の対象となります。協力金は20時まで営業時間を短縮した場合と同額となります。
5	時短中は、時短したことを対外的に示す必要がありますか。	<p>期間中の時短状況を対外的に周知する必要があります。具体的には、県ホームページに掲載している時短チラシ又はこれに類するものを店頭に掲示してください。(実施期間、期間中の時短状況が分かるもの)</p> <p>また、店頭に掲示している様子を写真に残しておいてください。(後日、協力金申請の際に必要です)</p>
大規模施設		
1	時短要請の対象施設となるか(1,000m ² 超かどうか)判断する際の面積の考え方は？	<p>「建築物の床面積の合計」で判断します。</p> <p>登記事項証明書(建物)、建築確認申請書、大規模小売店舗立地法の届出の写しなどに記載されている床面積で確認します。</p> <p>但し、※1 売場以外のバックヤード等の面積は含みます。</p> <p>※2 建築物以外の平面駐車場やグランド等は含みません。</p> <p><u>なお、協力金を算定する際の面積の考え方とは異なります。</u></p>
2	時短要請対象外の施設(1,000m ² 以下)だが、時短したら協力金はもらえるのか？	県の要請は延床面積が1,000m ² を超える大規模施設への要請のため、1,000m ² 以下の施設は協力金の対象とはなりません。

No	質問	回答
3	大規模施設運営事業者だが、協力金はいくらもらえるのか？	1日当たりの支給額は、「時短営業を行った自己利用部分面積(※1)」×20万円×(短縮した時間／本来の営業時間)で算定します。 (例)9時～21時まで営業する3,600m ² の大規模施設運営事業者が8/20～9/12の24日間、20時までの時短要請に協力した場合 20万円×(3,000m ² ※/1,000m ² =3)×(1時間/12時間)×24日間=120万円となります。 【※1,000m ² 単位未満の端数は切り捨て、ただし生活必需物資販売等を除いた店舗面積が1,000m ² 未満の場合は1,000m ² として取り扱う】
テナント(※2)		
1	時短要請対象外のテナント事業者だが、入居する施設全体が時短営業することになり、やむを得ず時短した場合協力金はもらえるか？	生活必需物資販売・生活必需サービス提供施設は要請対象外ですが、入居する大規模施設全体が時短営業することに伴い、やむを得ずテナント事業者も時短営業をすることとなった場合は、業種を問わず(生活必需物資販売・生活必需サービス提供施設を含む)交付対象となります。 ※ 高松市内のテナント飲食店は、飲食店向けの協力金(香川県営業時間短縮協力金)の交付対象となっています。
2	飲食店向けの協力金と、大規模施設に入っているテナント事業者に対する協力金を重複して受け取ることはできますか？	同一日または同一期間について、飲食店等向けの協力金(香川県営業時間短縮協力金)と大規模施設に入居するテナント事業者向けの協力金(本件協力金)を重複して受け取ることはできません。
3	テナント事業者だが、協力金はいくらもらえるのか？	1日当たりの支給額は、「時短営業を行った店舗等面積(※3)」×2万円×(短縮した時間／本来の営業時間)で算定します。 (例)9時～21時まで営業する360m ² のテナントが8/20～9/12の24日間、20時までの時短要請に協力した場合 2万円×(300m ² ※/100m ² =3)×(1時間/12時間)×24日間=12万円となります。 【※100m ² 単位未満の端数は切り捨て、ただし店舗面積が100m ² 未満の場合は100m ² として取り扱う】

※1 「自己利用部分面積」とは、大規模施設運営事業者が一般消費者向け事業の用に直接供している部分のうち、県の要請に応じて時短営業を行った部分の面積のことです。

※2 「テナント」とは、大規模施設運営事業者との契約に基づき、時短営業の協力要請対象となっている大規模施設の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自己の名義等で出店し、大規模施設を利用する一般消費者向けに、大規模施設運営事業者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことです。

※3 「店舗等面積」とは、大規模施設運営事業者から賃借(分譲)している区画の面積から、休憩室(間仕切り等で区分された部分)、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該店舗におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除いた面積のことです。